

2021年10月

お客さま各位

呉信用金庫

未利用口座管理手数料の新設に伴う預金規定改正のお知らせ

平素より、呉信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない普通預金口座の不正利用を防止する観点から、2021年10月1日以降で最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただきます。

これに伴い、「未利用口座管理手数料」を新設し、下記のとおり預金規定を改正させていただきます。

当金庫は今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正預金規定

普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定、インターネット支店専用普通預金規定

2. 改正日

2021年10月1日(金)

3. 改正内容

以下のとおり、未利用口座管理手数料についての条項を追加します。

(未利用口座管理手数料)

- (1) 当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本項に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料は、当該預金口座から当金庫所定の方法により、引落としができるものとしします。
- (4) お支払いいただいた未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を口座管理手数料の一部として充当し、この預金口座を解約することができるものとしします。
- (6) 解約した口座の再利用はできません。

以上